

令和6年 第1回通常総会議事録

1 日 時 令和6年2月29日（木）午後1時30分～午後2時37分

2 場 所 日赤会館 3階会議室

3 出席者 (1) 会 員

和歌山県	和歌山市	海南市
橋本市	田辺市	紀美野町
岩出市	高野町	湯浅町
広川町	有田川町	美浜町
日高町	由良町	日高川町
みなべ町	印南町	白浜町
串本町		

和歌山県医師国民健康保険組合

和歌山県歯科医師国民健康保険組合

紀和薬剤師国民健康保険組合

〈書 面〉

有田市	御坊市	新宮市
紀の川市	かつらぎ町	九度山町
上富田町	すさみ町	那智勝浦町
太地町	古座川町	北山村

(2) 役 員

常務理事	理 事
------	-----

(3) 事務局

事務局長	事務局次長	総務課長
総務課長補佐		

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から令和6年第1回通常総会を開催いたします。

本日の総会の出席状況ですが、ご出席いただいております会員さんが22名、所用のため書面により審議に加わっていただいております会員さんが12名となっており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告させていただきます。

開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

理 事 長

本日、令和6年第1回通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、1月1日に発生した、能登半島地震により犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々の安全と1日でも早く平穏な生活に戻られますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、本日は、審議に入ります前に、令和6年度から令和10年度までの本会の事業運営や組織体制の方向性を示す第5次中期経営計画の概要について、事務局からご説明させていただきます。

この計画に沿って、各種事業に積極的に取り組んで参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日、ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、令和5年度の補正予算、令和6年度の事業計画及び予算等についてでございます。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

司 会

ありがとうございました。

次に、議事に移らせていただきます前に、第5次中期経営計画について事務局より説明いたします。

事 務 局

それでは「第5次中期経営計画」について、説明いたします。

資料の表紙を1枚おめくりいただきまして、計画の概要をお願いいたします。計画への主な記載事項といたしましては、国保連合会を取り巻く環境、現状と課題の洗い出し、課題を解決するための基本方針、基本方針に基づく具体的な取り組みという4点でございます。

次に計画期間でございます。令和6年度から令和10年度までの5カ年計画といたします。

そして基本理念としては、人口減少に伴う手数料収入の減少に加え、支払基金との審査システムの共同利用などの荒波を乗り越えるため、本会の事業運営及び組織体制の方向性を示すというものでございます。

次に計画策定にあたってのポイントになります。

まず、現状と課題においては、手数料収入の減少に伴う収支予測及び収支分析を行います。併せまして、これまでの組織体制の構築や人材育成等において欠けていた事項について洗い出しを行います。

次の基本方針では、現状と課題を踏まえ、「持続可能で安定した組織運営」「新たな収益業務の確保」「事業の多角化」「徹底した経費削減」といった4つの柱から検討いたします。

その下、具体的取組では、基本方針に基づいた事業を検討し、目標には可能な限り具体的な数値目標を設定いたします。

最後に評価ですが、評価を行うにあたって組織・基準・頻度・時期を設定し、評価結果については、国保事務検討委員会に諮問の上、理事会、総会で報告することを想定しています。

次に計画の構成ということで、文字の色を変えている部分、大きく分類してこちらの6つの項目から構成してございます。

ここでは、主にⅣ基本方針までを説明させていただき、Ⅴ具体的取組については、後ほど令和6年度事業計画のところで、特に重点的に取り組む事業を説明させていただきます。

それではⅠ趣旨から説明いたします。計画策定の趣旨ということで、2つのカテゴリーから論じていますが、左の手数料では今後本会の手数料収入は加速度的に減少する見込みであること、また右のシステムのところで、今後もシステムの関連経費が連合会にとって大きい負担になるとともに、AI審査により審査事務の効率化が進むことで、審査職員の働き方に影響が出てくること、こういった連合会の運営に特に大きな影響を与えるであろう事柄を挙げてございます。

そしてこのような状況の中、ページ下の何もしなければ経営が成り立たないことは明白であることから、安定した事業運営を継続していくため、中期経営計画を策定するといった内容でございます。

次にⅡ国保連合会を取り巻く環境についてでございます。

本日は、時間の都合上説明は省略いたしますが、和歌山県の状況ということで人口と被保険者数・レセプト取扱件数の推移の他、データヘルス改革や支払基金との共同化の動き、あるいは国・地方自治体からの多分野にわたる業務支援の要請といったことを記載いたします。

次にⅢ現状と課題についてでございます。

1. 歳入・歳出ということで、まず(1)収支予測でございます。支払勘定を除いた全会計となっていますが、予測の前提を左の囲みに記載しております。

歳入では、取扱件数は被保険者数の増減を反映、また国保の共同処理業務は現状

のまま受託できること、手数料単価は6年度の額を継続することを想定しています。

一方歳出は、物価高に伴う影響として需用費、委託料等が毎年3%上昇すること、同じく人件費は1.9%伸びること、国保中央会への負担等は6年度予算と同額で推移することを想定して試算を行っています。

以上の条件から右のグラフを見ていただきますと、歳入が減少する一方で歳出の増加が著しく、年々マイナス額が増加し、令和10年度には収支が1億2千万円のマイナスとなる見込みです。

次に(2)収支分析ということで、会計別に令和10年度までの収支を推計しています。棒グラフの上に吹き出しがありますが、青がプラス収支、赤がマイナス収支を表しています。

順に見ていただきますと①一般会計は令和8年度からマイナス収支に、②国保は年々マイナス幅が拡大し、10年度に1億4千万円余りのマイナスに、③後期は10年度にマイナスに転じます。④特定健診は、額そのものは小さいですが、年々マイナス額が増加、⑤介護保険は10年度まではプラスをキープ、⑥障害者総合支援も取扱件数が毎年一定程度伸びることを想定し、10年度で2千万円余りのプラス収支を見込んでいます。

以上のように介護と障害では10年度までプラス収支が見込めますが、その他の会計はマイナス収支となることが予想され、特に国保のマイナス幅が大きくなる見込みでございます。

次に2. 組織体制等についてでございます。

まず(1)組織ですが、左の囲みは現在の組織体制となります。右に課題として、今後、保健事業に集中して取り組める環境が必要であること、レセプト審査を担う課が、審査第1課と第2課に分かれており、分担の見直しや統合等の検討が必要であること、第三者行為求償や療養費審査の充実等、保険者支援体制の強化が必要であること、システムのクラウド化等に伴う業務縮小により、電算介護課の見直しが必要であることの4点を挙げてございます。

次に(2)人員配置では、左の囲みですが、現在本会では中高年職員が多くなっているとともに、年齢構成や男女の構成比に歪みが発生していること、また右の囲み、非正規職員、特にレセプト点検専門員の割合が高く、今後AI審査が進むと余剰人員が発生する可能性があること等を課題として挙げています。

次に(3)人事に関する課題ですが、人事評価では、目標管理による業務改善の仕組みが未定着なこと、人事評価制度が未導入であること、今後、がんばった職員に報いる仕組みがなければ、積極的にチャレンジする職員が出てこないことが危惧されることを挙げています。

次の人事異動では、同じ部署に長期滞留する職員が一部存在していることでございます。

次の(4)給与に関する課題では、現在の昇給制度は年齢による一律の昇給が原則であり、成果が反映されにくい仕組みであることなどを挙げてございます。

次の（５）人材育成では、キャリアパスの概念を踏まえた人事異動システムが確立されていないこと、外部組織への派遣等がほとんど行われておらず、組織の問題点等に気付くきっかけが少ないこと、具体的なビジョンに基づく研修制度がないことを課題として挙げています。

次の（６）取扱業務に関する課題としては、第三者行為加害者直接請求や療養費審査など、保険者での対応が困難な業務についての受託が不十分であることでございます。

次の（７）コスト意識に関する課題では、外部委託の検証が不十分であること、ひとつ飛んでICTでは外部とのやりとりが電話中心であったりペーパーレス化が進んでいないこと、次の資産活用では、事務所スペースの効率的利用が十分でないことなどを挙げております。

次の（８）執務環境では、執務スペースの圧迫であったり、固定型執務スペースにおける効率面の問題、福利厚生の弱さといった課題を挙げています。

最後に（９）働き方改革では、テレワークができる環境となっていないことを挙げています。

現状と課題については、以上でございます。

次に今申し上げた課題を受けてのIV基本方針でございます。

まず、基本方針の1. 持続可能で安定した組織運営とうことで、（１）計画的な職員採用についてでございます。

図にありますように、本会では事業規模の縮小、職員採用の抑制、若年層の減少・年齢構成の不均衡化、組織活力の低下といったいわゆる負のスパイラルに陥ることが危惧されています。このため、新規事業等の受注拡充を行うことを前提に、毎年2人程度の採用を目指してまいります。

その際の取り組みとして、ページ下に5点挙げていますが、保健事業やシステム関係職員の確保や中途採用の積極的な導入とともに、レセプト点検専門員の配置転換や業務範囲の拡充、またコストの高い派遣職員から嘱託職員等への移行といったことを進めてまいります。

次の（２）組織の再編では右の囲みですが、上から順に、保健事業を重点的に実施する「保健事業課」を設置する、審査第1課と第2課を統合して、「審査課」とする、第三者行為求償や療養費審査等の保険者支援を行う「業務管理課」を設置する、クラウド化や標準化が完了した時点でシステム管理機能を総務課に移管するといった方針を掲げ、上の3点については令和6年度に実行したいと考えています。

次に（３）職員の働き方改革の推進でございます。

本会においても、優秀な職員を確保するとともに人材の流出、離職を防ぐこと、またワークライフバランスを実現することが重要となることから、ページ中ほど、1 年次有給休暇の取得促進、2 業務のDX化による超過勤務の削減、3 介護・子育てでキャリア形成をあきらめることのない組織の実現といった改革を進め、人材獲得競争に劣後しない組織を目指すことといたします。

次に(4)人事評価制度の導入についてでございます。

先ほども触れましたが、人事評価において課題がある中、令和6年度に人事評価制度を導入いたします。

そしてページ下ですが、導入にあたっては職員との丁寧な合意形成などに努めてまいります。

次に(5)人材育成についてでございます。

先ほども申し上げた人材育成に関する課題があることで、現状、職員の中に、同じ部署での長期滞留であったり、時代の変化に追いついていけない、成長志向・学習意欲の低下といった問題がございます。

これらを解消するため、改善のところです、3から5年程度でのジョブローテーションの実施、自治体への研修派遣、職員の資格取得のための支援制度の創設といった取り組みを進め、視野が広く改革することに積極的な職員の育成と、チャレンジする風土の醸成を実現させていきたいと考えています。

次に(6)職場環境とDXについてでございます。

職場におけるDX化の遅れから生じる課題に対する改善策としては、ページ下の改善の1番と2番のところ、ネット環境を整え外部とのやりとりをメール中心に切り替えることにより、記録を残すとともに職員間で情報共有を行います。3番と4番ですが、ペーパーレス化を進めてスペースの確保を図り、併せてフリーアドレスの導入も検討してまいります。

その下、確保したスペースはミーティングスペース等として有効活用し、可能であれば賃貸等も検討できればと考えています。

次に2. 新たな収益事業の獲得でございます。

(1)自治体からの社会保障関係業務の受託拡大ですが、今後手数料が減少しはじめる中、新たな事業の受注が不可欠となります。受注にあたっては「社会保障関係業務」にターゲットを絞ることを考えており、ページ中ほどの改善のところ、後期高齢者医療広域連合に対しては保険者業務の実施、県にはヘルスアップ等保健事業の企画、市町村には介護や障害者総合支援における認定業務等への支援を考えています。

併せまして、その下ですが、新分野への進出を可能とするため、常に顧客ニーズの把握に努めていきたいと考えています。

次に(2)保健事業の強化についてでございます。

保健師の拡充やデータ分析等に長けた職員の育成・配置を行うなど、保険者支援体制を確立し、併せて在宅保健師の会の基盤強化を図ります。その上で3点事業を挙げていますが、保健事業の受託拡大を図り、ひいては被保険者の健康寿命の延伸につなげていきたいと考えています。

次に3. 事業の多角化についてでございます。

(1)データ取扱機関として培ったノウハウを活かした保険者支援ということですが、保険者でのKDBシステムの有効活用がなかなか難しい中、本会が健康・医療

等のデータ分析を行い、その分析結果に基づく保健事業の企画・実施を包括的に支援するコーディネーター役となることが必要と考えています。そのためにも、ページ下のKDBシステムを補完する分析システムの導入であつたり外部有識者との協力関係の構築を進めてまいります。

次に（２）医療費等適正化事業の推進についてでございます。

市町村等保険者の財政状況が今後さらに厳しくなる中、下の囲みですが、１ 保険者レセプト点検の効率化と点検強化、２ 第三者行為求償事務の取組強化、３ 柔整・あはき療養費審査の抜本的見直し、４ 介護給付適正化に係る受託業務の拡大といった取り組みを通じ、給付の適正化を進めてまいります。

次に（３）医療・保健・介護・福祉業務等の総合的支援についてでございます。

医療DXにより、情報が一元的に管理され、効率的・効果的な施策の実現が可能となってきます。

このことから、本会では特に市町村に対し、医療・保健・介護・福祉の総合専門機関としての幅広い受託拡大を目指してまいります。

基本方針の最後、４．徹底した経費削減についてでございます。

まず（１）外部委託の再精査については改善のところ、会議体を新たに設置し、１から３に記載の事項について定期的に検証を行うことで、経費削減を図っていきたいと考えています。

次に（２）ペーパーレス化の推進についてでございます。

これは何と云っても、現状における郵送でのやりとりを電子提供に変えていくことが最も効果的であることから、大量に書類が発生する業務を２点挙げていますが、こちらを改善したいと考えています。

まず払込請求書については、保険者が電子で取得する仕組みを構築いたします。次の療養費支給申請書については、処理後本会で保管し、必要に応じて保険者が取得する運用が可能か検討してまいります。

最後になりますが、（３）手数料の見直しについてでございます。

審査支払件数の減少による手数料収入の減少、物価の上昇による経費の増加、給与水準の向上による人件費の増加など、収入の減少と支出の増加がある中で、通常であれば手数料の値上げや各種積立金の取り崩しを考えさせていただく必要があります。

しかし、本会では令和６年度から１０年度にあつては、この中期経営計画を着実に実施し、事業効果を高めるとともに、審査支払手数料以外の収入を確保することにより、手数料の値上げを限りなく抑えていきたいと考えているところでございます。

説明の方は以上ですが、これまでの中期経営計画については、限られた情報の中で他の連合会を参考に作成してきたこともあり、どうしても内容が限定的で抽象的な表現にとどまってしまうがちでしたが、今回、現状での課題をできるだけ洗い出し、その課題に応じた形で基本方針を設定いたしました。

なかなか難しい取り組みもありますが、保険者の皆様にもご相談させていただきながら、目標達成に向け職員一同取り組んでまいる所存ですので、今後ともご理解・ご協力をお願い申し上げます。

司 会

只今、第5次中期経営計画について説明いたしましたが、何かご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

司 会

それでは、議事に移らせていただきます。

議長の選出でございますが、慣例により事務局からご指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

司 会

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議長は中芝岩出市長さんをお願いいたしたいと思えます。

議 長

ご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力のほどお願いいたします。

それでは議事に入ります。報告第1号及び報告第2号について、事務局から一括報告いたします。

事 務 局

報告第1号 理事長専決処分について

それでは、報告第1号 理事長専決処分の資料をお願いいたします。まずは、こちらの概要についてですが、急を要しましたので、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により下記のとおり専決処分いたしました。

まず、表のNo.1は債務負担行為の設定になります。内容ですが、「国保総合システム等に係る運用業務」に係る入札の関係で、令和6年度から令和10年度までの期間に、361,177,000円を限度額として設定いたしました。

次にNo.2も債務負担行為の設定になります。内容ですが、今年度にシステム更改

しました「レセプト点検支援システム利用料」につきまして、令和6年度の期間に、9,240,000円を限度額として設定いたしました。

次にNo.3・4は職員退職金の関係でして、まず、No.3で職員1名の退職に伴い、引当資産536,000円を処分し、No.4で一般会計の退職手当536,000円を計上いたしました。

次にNo.5・6は補正予算になります。診療報酬審査支払特別会計と後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定におきまして、今年度機器更改をしましたレセプト点検システムですが、当初オンプレミス、サーバー設置型での更改を予定していたものが、クラウド環境での導入が可能となりましたので、サーバー等の機器購入の不用額を減額補正いたしました。

また、療養費業務にて保険者支給決定機能を実装したシステムを導入するために増額補正いたしました。レセプト点検システムの減額の方が多く、トータルで診療報酬特別会計にて3,141,000円、後期高齢者特別会計で3,997,000円の減額補正となっております。

最後、No.7の債務負担行為の設定でして、令和6年度の医療費通知書等作成等業務、印刷・発送業務につきまして、令和5年度から令和6年度までの期間に、18,742,000円を限度額として設定いたしました。

理事専決処分については以上となります。

報告第2号 規程の制定について

続きまして、報告第2号 規程改正資料をお願いいたします。

下の表のNo.1からNo.4は、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費審査委員会規程」、「柔道整復療養費審査支払規程」、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費審査支払規程」、「療養費審査規程」を制定するもので、内容としましては、令和6年度から「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費」の審査の質を高めるために審査委員会を設置するためのものと、療養費業務の見直し、柔整・あはき療養費の適正化業務開始に伴うものになります。

No.5とNo.6は、診療報酬審査支払業務規程と後期高齢者医療審査支払規程の一部改正になりまして、内容としましては、従来、柔整、あはきの審査支払業務については、この2つの規程により定めていましたが、柔整・あはき適正化業務の開始により、柔整・あはき療養費業務は診療報酬業務とは別に規程を制定することになりましたので、その字句の訂正等を行う一部改正を行いました。

次にNo.7とNo.8ですが、令和6年4月から組織再編を行いますので、再編に伴います課名や業務内容等の改正を行うとともに、昨年度から随時実施しています様式関係を削除し、別途内規に定める一部改正を行いました。

次にNo.9ですが、処務規程の一部改正になります。文書の保存年限については、「永年」、「10年」、「3年」、「1年」の4種別で運用していましたが、業務プロセスの最適化を図るため、種別を細分化し、新たに「5年」を追加します。「5年」

として定める文書ですが、決算報告の終わった収入、支出の証憑書類、具体的には支出負担行為書などの書類を「10年」から「5年」に変更することを予定しております。

次にNo.10ですが、負担金及び手数料規程の一部改正になります。こちらは、本会から国保中央会へ支払う保健事業等保険者支援負担金（KDB分）を会員負担金から切り離して、新しい負担金として別途請求することとする改正を行うものであります。単価につきましては、後ほど別資料にて説明させていただきます。

次にNo.11ですが、老人福祉医療費審査支払規程の一部改正になります。この規程の中に資金運用を目的とした概算交付金を定めていましたが、今後も適用予定がないため運用廃止といたします。

また、支払資金の不足に備えた支払資金の貸付についても定めていますが、近年実績がないため運用廃止とする改正になります。

次にNo.12ですが、介護給付費審査支払規程の一部改正になります。こちらは先ほどの老人福祉規程の改正と同様に支払資金の貸付の運用廃止とする改正となります。

最後にNo.13ですが、保険者事務共同処理業務規程の一部改正になります。こちらの規程には、国保情報集約システムで行う情報の収集又は整理に関する業務を定めていますが、業務の実施にあたっては、特定個人情報の取り扱いを含め、別途、市町村と契約を締結していることから、この規程に定める必要はないとし、関連項目を削除いたします。

報告事項については以上となります。

議 長

報告第1号及び報告第2号について報告いたしました。何かご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、次に、議決事項に入ります。

議案第1号から議案第4号までは、令和5年度の補正予算についてでございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事 務 局

議案第1号 令和5年度一般会計補正予算について

議案第2号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

議案第3号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

議案第4号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算について

て

それでは、議案第1から4号 令和5年度補正予算の資料をお願いいたします。

まず、No.1の一般会計ですが、令和5年度に予定していた会計システム、人事・給与システムの導入を仕様変更に伴い、令和6年度に延期としたことによるもので、21,595,000円を減額補正いたします。

また、柔整・あはき療養費適正化業務の開始及び組織再編にて執務室スペースの確保が必要となることから、現在、執務室に設置しています稼働式整理戸棚を撤去し0Aフロアを敷設する作業1,329,000円を増額補正いたします。合計としては、減額の方が多いため、20,266,000円の減額補正となります。

次に、No.2の診療報酬審査支払特別会計ですが、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、PCR検査や宿泊自宅療養が公費対象外となり、現在、予算額を大きく下回っていますので、450,000,000円を減額補正します。

また、市町村の乳幼児医療の対象年齢拡大に伴い、予算額を大きく上回るものが想定されますので、65,000,000円を増額補正します。合計としては、減額の方が多いため、385,000,000円の減額補正となります。

次に、No.3の後期高齢者医療事業関係業務特別会計ですが、No.2の診療報酬特別会計と同様に、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、予算額を大きく下回っていますので、180,000,000円を減額補正します。

次に、No.4の障害者総合支援法関係業務等特別会計ですが、障害福祉サービスについて、請求件数の伸びにより、予算額を大きく上回るものが想定されますので、障害介護給付費668,000,000円、障害児給付費534,000,000円をそれぞれ増額補正します。

補正予算については、以上となります。

議 長

ただいま、議案第1号から議案第4号まで説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同
質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第1号から第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同
異議なし。

議 長

議案第1号から議案第4号まで原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号から議案第29号までは、令和6年度の事業計画並びに各会計予算等についてでございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一 同
異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第5号 令和6年度事業計画について

続きまして、議案第5号 事業計画の資料をお願いいたします。

こちらの事業計画ですが、先に説明いたしました中期経営計画に沿って取り組みます令和6年度の主な事業について説明させていただきます。

目次になりますが、1から3は中期経営計画の基本方針の中の項目になっております。

組織の再編については、中期経営計画の説明のとおりでございます。

保健事業課と審査課を設置することに伴い係の統廃合等も行いますので、結果、現行の5課12係から係が1つ減り、5課11係となります。

次に保健事業の強化でございます。こちらで経営計画の中で触れさせていただきましたが、令和5年度の重複・多剤事業のノウハウを活かし6年度から後期高齢者にも事業を拡げ、更に令和6年度では「特定健診実施率向上対策事業」を新たに開始するなど、保健事業の拡充を段階的に図ってまいります。予算額は、1,600万円余りを見込んでいます。

次に自治体からの社会保障制度業務の受託拡大でございます。こちらについては、

現在、後期高齢者医療広域連合に業務委託契約に基づき、本会から職員1名を派遣していますが、令和6年度から契約形態を業務委託から任期付職員に変更し、更に派遣人数を1名から3名に増員することを予定しています。

次に柔整・あはき療養費適正化業務の開始についてでございます。

柔整・あはき療養費について、療養費支給基準の大原則である保険者での支給・不支給等の決定や患者調査を支援することで審査の充実を図るものでございます。現在、事業開始に向けての準備を行っているところでございます。予算額は、5,400万円余りとなります。

次に第三者行為による事故情報等の提供を受けるための体制構築についてでございます。

第三者行為求償における求償もれを失くすためには、消防本部からの事故情報が重要となることから、令和6年1月から和歌山県、管轄の市町村、国保連合会で消防本部を訪問し、ページ下のフローのような連携体制を構築いただけるよう協力を求めることとしています。

消防本部から了承をいただいた後は、県内の消防本部、30市町村、広域連合、国保連合会で協定書を締結する予定としています。このように県内すべての救急搬送情報を集約する取り組みは、実現しますとおそらく全国的にも初めてではないかと考えているところでございます。事業計画については以上となります。

議案第6号 令和6年度負担金及び手数料について

続きまして、議案第6号 令和6年度会員負担金及び手数料の資料をお願いいたします。

今回、会員負担金と手数料を変更しております、内容につきましては、国保事務検討委員会の中で協議させていただきました。

まず、会員負担金の見直し概要ですが、来年度から本会が国保中央会へ支払います保健事業等保険者支援負担金（KDB分）の引き上げに伴いまして、各会員へ請求している会員負担金から「保健事業等保険者支援負担金（KDB分）」を切り離して、別途会員に請求させていただきたいと考えています。

表をご覧ください。表の左上、1保険者均等割負担金については、変更ございません。

次に、2被保険者割負担金ですが、1号の単価270円から8号の単価260円までで設定していましたが、今回、保健事業等保険者支援負担金（KDB分）を切り離すことで、1号の単価251円から8号の単価238円までに引き下げを行います。

そして、3保健事業等保険者支援負担金（KDB分）を新設いたしまして、（1）保険者均等割負担金として1保険者「39,966円」、被保険者割負担金としまして被保険者1人当たり16円45銭とさせていただいております。

次は手数料の見直しになります。令和6年度手数料を設定するにあたり、改めて

すべての業務手数料における人件費や国保総合システム運用費用等の負担割合の見直しを行った結果、表のとおり手数料を変更させていただきたいと考えております。

単価が上がるもの、下がるものがございますが、トータルとしては、現在の保険者負担額よりも来年度の方が2,000万円程度下がる設定としております。令和6年度会員負担金及び手数料の説明は以上となります。

事務局

議案第7号 一般会計減価償却引当資産の処分について

議案第8号 令和6年度一般会計予算について

議案第9号 診療報酬審査支払特別会計財政調整基金積立資産の処分について

議案第10号 診療報酬審査支払特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

議案第11号 令和6年度診療報酬審査支払特別会計予算について

議案第12号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について

議案第13号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

議案第14号 令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について

議案第15号 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計財政調整基金積立資産の処分について

議案第16号 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計減価償却引当資産の処分について

議案第17号 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

議案第18号 令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について

議案第19号 令和6年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算について

議案第20号 介護保険事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について

議案第21号 介護保険事業関係業務特別会計減価償却引当資産の処分について

議案第22号 介護保険事業関係業務特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

議案第23号 令和6年度介護保険事業関係業務特別会計予算について

議案第24号 障害者総合支援法関係業務等特別会計財政調整基金積立資産の処分について

議案第25号 障害者総合支援法関係業務等特別会計減価償却引当資産の処分

について

**議案第26号 障害者総合支援法関係業務等特別会計ICT等を活用した
審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について**

議案第27号 令和6年度障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について

私の方からは、議案第7号から29の令和6年度各会計別予算等について説明をさせていただきます。

それでは、資料「令和6年度 当初予算の概要」の2ページをお願いします。

令和5年度の決算見込です。歳入歳出差引額については、積立金に積み立てを行うこととなりますが、全会計で積立上限額のほぼ満額まで積み立てられている状況でございますので、全額令和6年度予算の繰越金とさせていただきます。

次に（1）財政調整積立金は、手数料の10%を上限に、（2）ICT積立金については、手数料の30%を上限として積み立てすることができます。本会において、5年度の当初予算に対し、積み立てていますが、6年度の各種手数料の見直しに伴いまして、国保・後期・特定健診業務勘定の積立額が上限額を上回りますので、決算見込みを基に、それぞれの上限内に積み立てをし直す洗い替えという行為を行います。

次に一般会計ですが、この会計は会員負担金等を財源として、会務運営に係る事務や保健事業などの経費を経理しています。6年度の歳入歳出予算の総額は、3億481万2千円としております。歳入ですが、負担金は、7,680万6千円で、会員負担金の見直しにより、291万円余りの減となっております。繰入金は1億5,170万1千円で、前年度と比較して6,506万8千円の増となっております。これは、総務課職員に係る人件費や、パソコンリース料等各会計で共通する経費については、他会計から繰り入れ、一般会計で支出する運用に変更したことによるものです。また、会計システム・人事給与システムの更改経費として、減価償却引当資産から801万9千円を繰り入れいたします。諸収入は、3,298万6千円で、県からの委託事業として、重複・多剤服薬者等指導支援事業や特定健診受診率向上対策事業の保険者等委託事業受入金を計上しており、前年度より2,157万2千円の増となっております。歳出ですが、総務費は1億6,815万6千円で、前年度と比較して5,548万円余りの増となっております。主なものとして、総務課職員の人件費等の各会計で共通する経費や、会計システム・人事給与システムの更改による導入経費となっております。事業費は、4,589万3千円で、新規事業獲得、事務の合理化、経費削減等の目的から既存事業の見直しを行い、保険料（税）収納率向上や特定健診受診率向上に対するテレビ・ラジオのスポット放送、啓発用ティッシュの作成、視聴覚器材等の貸出、関係図書等の物資斡旋の事業を廃止することで、777万7千円の減となります。前年度と比較いたしますと、237万9千円の減となります。諸支出金ですが、2,195万2千円で、国保データベースシステムのクラウド化に伴い、国保中央会負担金の見直しが行われ、保健事業等保険者支援負担金が484万7千円の増となっております。

次に国保の業務勘定です。歳入歳出予算の総額を8億5,529万円といたします。歳入の手数料の予算額は、4億9,855万4千円で、審査支払手数料等各種手数料の見直しに伴い、1,977万円余りの減となっています。繰入金ですが、5年度は、国保総合システム等の機器更改に係る経費を計上していましたが、6年度は不要となりますので、4,764万8千円の減となっています。歳出ですが、総務費は3億3,998万5千円で、前年度と比べて1億1,274万9千円の減となっています。主なものは、システムの機器更改経費が不要となりますので、5,285万6千円の減となっています。また、手数料における国保の人件費の負担割合を見直したことに伴い、2,065万5千円の減となっています。加えて、システムのクラウド化に伴い、ハード・ソフト保守料が2,649万5千円の減となっています。国保中央会システム負担金ですが、5年度のシステムのクラウド化による初期構築や開発に伴う負担金の7,800万円余りが不要となりましたが、6年度は、クラウド環境におけるシステム運用に係る負担金を国保中央会に支払う必要がありますので、合わせて8,867万円余りの増となっています。

次に後期高齢者業務勘定です。歳入歳出の総額を8億9,207万としております。歳入の手数料ですが、5億5,191万8千円で、国保と同様に、審査支払手数料等各種手数料の見直しに伴い、8,490万7千円の減となっています。繰入金ですが、2億4,500万2千円で、国保と同様に、機器更改経費が不要となることにより、1億5,861万5千円の減となっています。諸収入は、2,361万4千円で、広域連合へ職員を派遣することによる受入金2,200万円余りが増となっています。歳出ですが、総務費は、3億7,375万4千円で、国保と同様に、機器更改経費が不要となることによる減と、人件費の見直しによる減、システムのクラウド化によるハード・ソフト保守料の減となっています。国保中央会システム負担金ですが、8,005万6千円で、国保総合システムの開発が終了したことによる負担金の減、令和8年4月稼働を予定しております、後期高齢者医療請求支払システムの更改に係る開発負担金等の増、併せますと、5,350万円余りの減となっています。

次に特定健康診査等業務勘定です。歳入歳出の総額を6,509万9千円としております。歳入ですが、繰入金が2,171万円で、前年度と比べて970万8千円の増となっています。特定健診データ管理システムの更改が令和8年4月に予定されており、それに伴う国保中央会への開発負担金の支払のため、1,113万1千円を減価償却引当資産から繰り入れいたします。歳出ですが、負担金は、1,560万円で、システム更改のための開発負担金の1,113万1千円を計上しております。

次に第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計です。損害賠償金の受け払いを除いて、歳入歳出予算の総額を、3,943万7千円としております。歳入ですが、手数料が2,429万9千円で、損害賠償金の収入減により761万9千円の減となっています。歳出の総務費は、2,809万1千円で、人件費の外、求償事

務にかかる経費を經理しています。6年度は、求償のシステム機器更改費用として2億8,677千円を計上しています。

次に介護保険業務勘定については、電子証明書発行手数料等トンネル部分を除き、歳入歳出の総額を2億4,843万4千円としています。歳入ですが、手数料は、1億2,941万8千円で、前年度と比べて79万6千円の増となっています。繰入金ですが、8,802万円となっており、3,472万1千円の増となっています。令和7年5月稼働を予定している介護保険審査支払等システム機器更改に係る費用として、減価償却引当資産から3,801万9千円を繰り入れいたします。歳出ですが、総務費は、1億1,024万5千円で、前年度と比較して2,476万9千円の増となっています。主なものとして、人件費や介護保険システムの運用管理委託料と機器更改に係る費用3,908万7千円を計上しています。

次に障害者総合支援業務勘定の歳入歳出予算の総額は、介護保険業務勘定と同様に電子証明書発行手数料を除き9,324万1千円としております。手数料は、5,758万4千円となっており、件数の伸びにより、前年度と比較して427万円の増を見込んでいます。繰入金ですが、2,407万1千円で、406万円9千円の増となっています。介護と同様に、令和7年5月稼働を予定している障害システムの機器更改に係る費用として、407万円を減価償却引当資産から繰り入れいたします。歳出ですが、総務費は、2,655万5千円で、184万8千円の増となっています。人件費や、システムの運用管理委託料の外に、システム機器更改に係る費用の407万円を計上しております。

議案第28号 令和6年度一般会計及び特別会計一時借入金について

次からは附議事項の方で説明させていただきます。附議事項の329ページをお願いします。総額を4億1,800万円とし、借入方法等について変更ないことで、借入先である指定金融機関の紀陽銀行と調整済みとなっています。

議案第29号 債務負担行為の設定について

会計事務に係る支援業務、公用車再リース、複合機再々リースについて、債務負担行為を設定させていただいております。また、変更として、公用車再々リースに伴い、債務負担行為の変更をさせていただきます。継続分として、現在、設定させていただいております8つの事項について、支出状況報告をさせていただきます。

私からの説明は以上ですよろしく願いいたします。

議 長

ただいま、議案第5号から議案第29号まで説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同
質問等なし。

議 長
ないようでございますので、議案第5号から第29号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同
異議なし。

議 長
議案第5号から議案第29号まで、原案のとおり可決いたしました。
次に、議案第30号「役員改選について」を議題とし、事務局から説明いたします。

事務局
現役員任期が令和6年2月29日をもって満了いたします。
次期役員候補者については、内規に基づき県・市長会・町村会・国保組合・理事会から役員候補者の推薦をいただいております。議案書と一緒に送付させていただきました「役員候補者名簿」のとおりとなっております。
なお、新役員任期は、令和6年3月1日から令和8年2月28日までの2年間となります。以上よろしくお願いたします。

議 長
只今、議案第30号「役員改選について」の説明がございましたが、「役員候補者名簿」のとおり選任することに、ご異議ございませんか。

一 同
異議なし。

議 長
ないようでございますので、理事及び監事につきまして「役員候補者名簿」のとおり選任し、令和6年3月1日から就任願うことに決定いたしました。
以上をもちまして、本日の議案審議は、すべて終了いたしました。折角の機会でございますので何かございませんか。

一 同

特になし。

理事長

ないようでございますので、以上をもちまして閉会といたします。

本日は、会員の皆様方には、大変お忙しいところご出席をいただき、ご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

予定いたしておりました議案につきましては、すべて原案どおりご承認いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

時節柄、皆様方には、健康に充分ご留意いただき、一層のご活躍をお祈り申し上げます。閉会の言葉に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(時：午後2時37分)

以上、令和6年第1回通常総会の議事録は事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

議 長 岩出市長

印